

CDM 理事会第 25 回会合

2006 年 7 月 19 日－21 日 ドイツ・ボン

結果概要 (“Meeting Report” 要約)

(原文は[こちら](#))

2006 年 8 月 3 日

文責 信岡洋子

CDM理事会の結果概要

- ① 有効化審査、検証・認証で運営機関を信任した。初めてスコープ 14 (植林・再植林) の有効化審査と、スコープ 8 (鉱業・鉱物製造) スコープ 9 (金属製造) の有効化審査・検証・認証の DOE が誕生した。
- ② 方法論の検討については、4 件の新方法論が承認された。このうち 1 件は運輸部門の方法論案 (コロンビアのバスシステムの効率化) で運輸のスコープで初めての大規模 CDM 方法論。他には排ガスコージェネ、セメント製造、N2O 削減関連の新方法論が承認された。日本電気工業会 (JEMA) の中国における製品 CDM 方法論案は B 判定となった。
- ③ 吸収源 CDM の新方法論承認はなし。
- ④ 小規模 CDM 関連では、非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクトの代替方法論につき検討したが合意が得られず。既存の 7 つの小規模 CDM 方法論を改訂したほか、小規模方法論を見直すべく、タイプ II(省エネ)の定義について、パブリックインプットを募集することを決定。
- ⑤ CDM 登録については、今会合前にレビューリクエストが申請された 28 件のプロジェクトのレビュー申請を検討した結果、4 件はレビューなしで登録承認、17 件は修正を条件にレビューなしで登録承認の一方、7 件につきレビュー実施を決定した。前回理事会でレビュー実施が決定され、レビューが行われた 4 件のプロジェクトについては、結果を検討し、すべて登録を承認しないこととした (インドの風力 2 件とメキシコ製糖工場の省エネ 2 件)。
- ⑥ レビューが提起された 4 件の CER 発行申請について、1 件は CER 発行を認め、他 3 件はレビューの実施が決定した。

## 1. 運営機関の信任

2006年6月22-23日にCDM-AP(信任パネル)が開催され、[第12回進捗報告書](#)が提出された。CDM理事会では同報告書の提案内容を検討した。

CDM理事会で同報告書の提案内容を検討し、有効化審査あるいは検証・認証で運営機関を信任した。初めてスコープ14(植林・再植林)の有効化審査と、スコープ8(鉱業・鉱物製造)スコープ9(金属製造)の有効化審査・検証・認証のDOEが誕生した。

DOEは合計16となり、スコープ14の検証・認証以外、それぞれのスコープに少なくとも1つのDOEは信任されたこととなる。

### 1-1. 有効化審査(validation)・検証(verification)・認証(certification)の信任に関する提案

→1件の運営機関が以下のスコープで信任・暫定指定された。

#### (i) **デットノルスケベリタス (DNV)**

スコープ：8. Mining/mineral production

##### 9. Metal production

(既に信任を受けているスコープ：有効化審査・登録→1,2,3,4,5,6,7,10,11,12,13,15

検証・認証→1,2,3,4,5,6,7,10,11,12,13,15)

### 1-2. 有効化審査(validation)の信任に関する提案

→2件の運営機関が以下のスコープで信任・暫定指定された。

#### (i) **TÜV SÜD**

スコープ：14. Afforestation and reforestation

(既に信任を受けているスコープ：有効化審査・登録→1,2,3,4,5,6,7,10,11,12,13,15

検証・認証→1,2,3,4,5,6,7,10,11,12,13,15)

#### (ii) **TÜV Nord**

スコープ：4. Manufacturing Industries

5. Chemical Industries

6. Construction

7. Transport

10. Fugitive emissions from fuels(solid, oil and gas)

11. Fugitive emissions from production and consumption of halocarbons and sulphur hexafluoride

12. Solvent use

13. Waste handling and disposal

(既に信任を受けているスコープ：有効化審査・登録→1,2,3 検証・認証→なし)

1-3. 検証(verification)・認証(certification)の信任に関する提案

→1 件の運営機関が以下のスコープで信任・暫定指定された。

(iii) TÜV Nord

- スコープ： 1. Energy industries(renewable-/non-renewable sources)  
2. Energy distribution、  
3. Energy demand

(既に信任を受けていたスコープ：有効化審査・登録→1、2、3、  
検証・認証→なし)

2. ベースライン及びモニタリングの方法論

Methパネル第21回会合がドイツ・ボンで2006年6月4日から6月9日に行われた

(<http://cdm.unfccc.int/Panels/meth> 参照)。CDM理事会ではMethパネルからの提案内容を検討した。

2-1. 新方法論の審査

Methパネルの提案をもとに、29件の新方法論案を検討した。

(1) 承認する方法論案 (A 判定)

MethパネルのA判定の提案をすべて受け入れ、以下を承認した。

**NM0105-rev** (コロンビアのバス交通システム) →**AM0031** スコープ7

**NM0107-rev** (エジプトの排ガスコジェネ) (→CDM理事会は承認を提案すると同時に、他の排ガス・排熱コジェネ関連方法論と統合することもMethパネルに要請した)、→**AM0032** スコープ1、4

**NM0123-rev** (ブラジルセメント製造における原料代替)、→**AM0033** スコープ4

**NM0143** (イスラエルの硝酸プラントにおけるN2O触媒還元) と**NM0164** (南アフリカサソールのNO2削減プロジェクト) →統合し、**AM0034** (硝酸工場のアンモニア燃焼炉内のN2O触媒還元) スコープ5

(2) 見送りの方法論案 (B 判定)

**NM0141** (ナイジェリアの蒸気製造・発電における燃料転換)、

**NM0149** (南アフリカサソールの純ガス製造原料転換)、

**NM0150** (ガーナの省エネ照明の改修プロジェクト)、

**NM0152** (ブラジルにおいて主要系統から隔離されていた高炭素の電気系統を主要系統に接続させるプロジェクト)、

**NM0157** (中国の省エネ照明製品CDM)

これらは、CDM 理事会の挙げた問題点および Meth パネルの提案に適切に対処すれば追加的な専門的インプットなしに Meth パネルに再提出できる (8月7日締め切り)。

(3) 不承認の方法論案 (C 判定)

**NM0118-rev** (ベトナムビール工場での省エネ)、

**NM0154** (インドのセメント製造における省エネ)、

**NM0156** (上海の一般廃棄物処理)

(4) その他

**NM0158** (メキシコのバス交通システム) はC判定が提案されていたが、CDM理事会はMeth パネルに同方法論案をさらに検討するよう要請した。

2-2. 承認済み方法論の改訂

プロジェクト参加者やDOEからの問い合わせを受けインプットを受けてMethパネルが提案していた**AM0014**、**AM0022**、**ACM0001**、**ACM0003**、**ACM0008**、**ACM0009**、**AM0006**、**AM0016**の改訂案を検討し、これらの改訂に合意した。

([第 25 回CDM理事会レポートAnnex5~10](#))

**AM0006** と **AM0016** (糞尿メタン) については前回の会合でフレアリングのモニタリングと 2006IPCC インベントリにある年間メタン変換係数 (annual methane conversion factor) を方法論に含むよう改訂するよう Meth パネルに要請されて、以降使用不可となっている。CDM 理事会は次回会合で検討できるよう、Meth パネルにこれらの方法論の統合も含めて要請した。

2-3. 二酸化炭素回収・貯留 (CCS) 方法論について

Methパネル、SCC WGのこれまでに提出されたCCS方法論案の定性的評価を検討し、Meth パネルの提案内容を、以下の事項を考慮に入れて見直すよう要請した。[第 21 回MethパネルレポートAnnex14](#)

- (a) 小規模プロジェクトの CCS 海洋貯留方法論案に関する専門家レビュー
- (b) 排出削減が事実であり測量可能であることを保証するために、貯留層での CO<sub>2</sub> の実量をモニタリングする十分な手順を方法論に規定する
- (c) 回収された CO<sub>2</sub> の注入サイトに限らず貯留層からの漏洩のモニタリングを担保するために、貯留層の物理的な境界もプロジェクト境界に含むことを方法論に規定する
- (d) CO<sub>2</sub> の腐食性の貯留層からの漏洩への影響

#### 2-4. プログラム CDM

プログラムCDMの定義するにあたっての課題を検討する。Methパネルが挙げた、([第 21 回MethパネルレポートAnnex21](#)) 定義されるべき項目（「プログラム活動programme of activities」「バンドル」の定義）や指針が必要とされる政策レベル及び方法論面での項目（追加性、ベースラインシナリオ選定、モニタリングなど）を検討し、Methパネルにパブリックコメントも考慮して定義や各項目についての具体的なオプションを作成するよう要請した。

#### 2-5. ダブルカウンティング

吸収源と非吸収源の 2 つの要素をもつプロジェクトにおいて、排出量のダブルカウンティングを防ぐためA/R WGが作成した指針案を検討した([第 9 回A/R WGレポートAnnex 1](#))。吸収源CDMプロジェクトで発生するバイオマスが非吸収源プロジェクトにおいてエネルギーもしくは原料として使われる場合があり、両方の方法論において排出として重複してカウントされる恐れがある。これを防ぐために、排出削減量の算定について以下のとおり合意した：

吸収源に由来する排出量は吸収源 CDM プロジェクトとして算出する。一般に、バイオマスエネルギーのプロジェクト（非吸収源プロジェクト）はバイオマスの生産にともなう排出量を含める。しかし、調達契約などを通じて、吸収源プロジェクトから発生するバイオマスを利用したバイオマスエネルギープロジェクトだと証明できれば、バイオマス生産にかかる排出量をカウントしなくてもよい。

#### 2-6. 各種フォーム、方法論案提出手続きの改訂

PDDフォーム、そのガイドライン、パブリックインプットフォームなど、各種フォーマットが改訂された。([第 25 回CDM理事会レポートAnnex11~16](#))

さらに、新方法論案提出手続きにつき、以下を明確にするため改訂で合意した。内容は、提出の品質が「2」と評価された場合、それは新方法論案と見なされプロジェクト参加者はUS\$1,000 の手数料を支払うこととする、というもの。また、100 ページを超える方法論のレビューについて、リードレビューアーは 100 ページにつき 3 日分、2 人目のレビューアーは 100 ページにつき 2 日分の報酬を、追加 30 ページにつき 1 日分の報酬を支払われることを手続きに明記することで合意。

これら改訂は 7 月 28 日より発効。

新方法論案の第 17 ラウンド提出期限は 2006 年 10 月 5 日。

次回の Meth パネルは 9 月 4-8 日開催予定。

### 3. 吸収源 CDM 関連事項 (afforestation and reforestation project activities)

植林・再植林(吸収源)ワーキンググループ (A/R WG) の第 9 回会合が 2006 年 6 月 13-14 日に開かれた。そこでの提案内容につき検討した。

#### 3-1. 新方法論案

##### (1) 不承認 (C 判定)

A/R WG の提案通り、以下の 3 つの方法論案は C 判定。

**ARNM022** (インドの農林業を通じた農作地における新規植林)

**ARNM023** (ガーナにおけるゴム木プランテーション)

**ARNM025** (ペルーの再植林)

##### (2) 各種フォーム、新方法論案提出手続きの改訂

CDM 理事会への提案書フォームや吸収源方法論パブリックコメントフォームなどが改訂された ([第 25 回 CDM 理事会レポート Annex 19~23](#))。

さらに、吸収源プロジェクトの新方法論案提出手続きにつき、以下を明確にするため改訂で合意した。内容は、100 ページを超える方法論のレビューについて、リードレビューアーは 100 ページにつき 3 日分、2 人目のレビューアーは 100 ページにつき 2 日分の報酬を、追加 30 ページにつき 1 日分の報酬を支払われることを手続きに明記するというもの。

これら改訂は 7 月 28 日より発効。

今回の A/R WG 会合開催予定は 2006 年 8 月 29-30 日、吸収源方法論案提出の第 11 ラウンド締め切りは 9 月 14 日。

### 4. 小規模 CDM 関連事項

SSC-WG(小規模CDMワーキンググループ)の第 6 回会合が 2006 年 6 月 13、14 日に開催された。[SSC-WG 第 6 回会合レポート参照](#)。また、前回の CDM 理事会で小規模 CDM 関連は多くが先送りとなっていたので、それらを検討した。

#### (1) 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換プロジェクトにおける排出削減量算定方法の代替案について

CDM 理事会は前々回の会合で、SSC WG にリーケージをどのように考慮するか改訂するよう要請するとともにパブリックインプットを募集していた。インプットをもとに SSC WG が改訂した以下の方法論案 (新しいカテゴリー) を検討した。

タイプ I.(再生可能エネルギー)カテゴリーE.(I.E.):熱利用における非再生可能バイオマスの転換 [SSC-WG 第 5 回会合レポート Annex 5 参照](#)。

タイプII.(省エネ)カテゴリーG. (II.G.) : 熱利用における非再生可能バイオマスの効率改善 [SSC-WG第5回会合レポートAnnex 6 参照](#)。

これらのカテゴリー案では、新規植林と再植林のプロジェクトのみ炭素ストック変化からの排出削減をとまなう CDM プロジェクトとして見なされうるとしており、ベースラインにある化石燃料でのエネルギー供給の確保というオプションに置き換わるものとしている。第 24 回 CDM 理事会で要請したとおり、これらの方法論案はリーケージを扱っているが、承認はできなかった。

理事会内で意見の相違が大きく、社会面・健康面での便益、現実的なベースライン設定への懸念、リーケージや森林伐採へのインセンティブに関するものなど、様々な意見が上がった。

(2) 新カテゴリー「III.J.工業プロセスで使用するCO<sub>2</sub> を得るための化石燃料燃焼の回避」の提案について ([SSC-WG第5回レポートAnnex4 参照](#))

SSC WG からの提案をベースラインでの CO<sub>2</sub> が工業プロセスの原材料として使えるよう改訂するよう差し戻し。その際 AM0027 と整合性がとれているか確認することが必要とのこと。

(3) 承認済み方法論の改訂

SSC WG から改訂案が提出されていた以下の方法論を改訂することで合意した。

AMS I. D (系統連結の再生可能エネルギー発電)、AMS III.B (化石燃料の燃料転換)、AMS III.C (低 GHG 排出自動車による排出削減)、AMS III.D (メタン回収)、AMS III.G (埋立地メタン回収)、AMS III.I (嫌気性ラグーンから好気性ラグーンの置換による廃水処理施設でのメタン排出回避)、AMS III. H (汚水処理からのメタン回収)

([第 25 回CDM理事会レポートAnnex25~31](#))

7月 28 日より発効。

(4) 小規模方法論の見直し

登録済みの小規模プロジェクトのうち、タイプ II (省エネ) の割合が少ないことから、SSC WG が提案したパブリックインプットの募集に合意した。内容は以下を問うもので、7 月 24 日から 8 月 14 日まで募集する。

(a) 現在のタイプ II の定義はこのタイプのプロジェクトを開発する障壁となっているか。

(b) 方法論での問題において、他の障壁はあるか。

SSC WG は運輸部門でのバイオ燃料関連プロジェクトの方法論についてもパブリックイン

プットの募集を提案していたが、Meth パネルで当該内容を検討しているところなので、同パネルの検討結果が出るまでパブリックインプット募集は保留とした。

(5) 各種フォーム、ガイドラインの改訂

Clarification/revision申請フォーム、PDDガイドラインが改訂された。(第25回CDM理事会レポートAnnex34、35)

(6) その他

プロジェクト参加者への指示として、CDM プロジェクトでは現場で実証された技術を用い、技術の一般的な受容性を示さなければならない、とした。

(以前提出された小規模CCS方法論案(海洋貯留：発電所からの排ガスを石灰石を入れた海水に注入する)の技術が、実証試験が行われていない不確かなものであることを指しているものと思われる。詳細はSSC WGのレポート(第6回SSC WG Annex 3))

次回のSSC WGは2006年8月31-9月1日

## 5. CDM プロジェクトの登録

登録のためにこれまで提出されたプロジェクトに関する情報は[こちら](#)。

2006年8月3日現在、登録プロジェクト数は256件。

(1) 登録申請にレビューリクエストが提出されたプロジェクト

CDM理事会では、今会合前にレビューリクエストが申請された28のプロジェクト(<http://cdm.unfccc.int/Projects/review.html>)を検討し、レビューを実施するかそれともレビューなしで登録を承認するか決めた。

① レビューなしで登録を承認したもの 4件

②修正を条件にレビューなしで登録を承認したもの 17件

③レビュー実施を決定したもの 7件

- “GACL Blended Cement Projects in India (0304)”

- “125 MW Wind Power Project in Karnataka, India (0315)”

- “Krubong Melaka LFG Collection & Energy Recovery CDM Project (0323)”

- “2x5 Radhanagari Hydro Electric Project (0400)”

- “Satyamaharshi 6 MW Biomass Power Project (0396)”

- “Rosslyn Brewery Fuel Switching Project (0358)”

- “7.5 MW Biomass (Mustard crop residue) based Power Project at RIICO Industrial area, Rajasthan by M/s Amrit Environmental Technologies Pvt. Ltd. (0372)”

レビューのスコープは[第 25 回CDM理事会レポートAnnex36~42](#)を参照。

(2) レビューチームのレビュー結果

前回の CDM 理事会でレビュー実施が決定した 4 件のプロジェクトにつき、レビューチームの結果を検討し、すべてのプロジェクトを不承認とした。

(インドの風力 2 件 (221、224)、メキシコ製糖工場の省エネ 2 件 (311、317))

-“Grid-connected electricity generation from renewable sources at Satara by M/s Bajaj Auto Ltd. (BAL) using wind Power (0221)”;

-“Grid-connected electricity generation from renewable sources at Supa, Taluka Parner, Dist. Ahmednagar by M/s Bajaj Auto Ltd. (BAL) using wind Power (0224)”

-“Lazaro Energy Efficiency Project (0311)”

-“EIDorado Energy Efficiency Project (0317)”.

6. CER の発行・CDM 登録簿

CERの発行状況は[こちら](#)。

2006年8月3日現在、10,775,083CERs が発行されている。

(1) CER 発行レビュー

4 件に提起されたレビュー申請を検討した。

①CER 発行を承認するもの 1 件

-インドのバガスコジェネ(0080) “SRS Bagasse Cogeneration Project” 12,680CERs

②レビューを実施するもの 3 件

-ブラジルの埋立地ガス回収・発電(0164) “Bandeirantes Landfill Gas to Energy Project (BLFGE) 1,189,657 CERs

-インドのバイオマスコジェネ(0341) “6.5 MW biomass based (rice husk) power generation by M/s Indian Acrylics Ltd. and replacement of electrical power being imported from state electricity grid/ surplus power supply to grid” 43,348 CERs

-インドのセメント製造 (183) ”Optimal Utilization of Clinker” project at Shree Cement Limited (SCL), Beawar, Rajasthan” 293,299 CERs

レビューのスコープは[第 25 回CDM理事会レポートAnnex45~47](#)

(2) クレジット期間の開始日の変更について

CER 発行済みのプロジェクトのクレジット期間の変更につき検討した。前回の理事会で策定した登録後のクレジット期間変更手続きをこの場合にも適用することで合意。

(前回の CDM 理事会ではプロジェクト登録後クレジット期間の開始日の変更が認められるか検討し、PDD で定めたクレジット開始日の前後一年は変更可、1年以上(最大2年)変更する際はベースラインの変更がない旨 DOE からの証明を提出することで合意された。)

### (3) CDM 登録簿

CDM 登録簿にある(非 Annex I 国の)永久保有口座 (permanent holding accounts) から (Annex I 国の)国別登録簿や CDM 登録簿内の暫定保有口座(temporary holding accounts) にユニラテラル CDM プロジェクトからの CER を移転することに関する指針を検討した。この移転に必要な承認レターの内容は、CDM理事会の規定するものと同じであることを確認 ([Guidelines for completing CDM-PDD and CDM-NM](#)のパートIBの Approval by Parties involved参照)。

## 7. その他

資金面等 CDM の運営計画、関係主体 (DNA、DOE、政府間機関、NGO など) との意見交換の計画・結果、COP/MOP2 (2006年11月) に提出する CDM 理事会年次報告書など 関して検討された。

次回の開催は9月26-29日。

以上